

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表			
金融事業者の名前	URL	実施・不実施	取組状況の該当箇所
■取組方針掲載ページのURL :	https://eitbanken.jp/td4f/	実施	お客様本位の業務運営方針 方針2 顧客の最高利益の追求(原則2)
■取組状況掲載ページのURL :	https://eitbanken.jp/td4f/	実施	お客様本位の業務運営方針 方針2 顧客の最高利益の追求(注1)
		実施	お客様本位の業務運営方針 方針3 利益相反の適切な管理(原則3)
原則2 注	■顧客の最高利益の追求(原則2) 金融事業者は、高水準の利便性と職業倫理を保険し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最高の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定められるべきである。	実施	お客様本位の業務運営方針 方針2 顧客の最高利益の追求(原則2)
原則3 注	■顧客の最高利益の追求(原則2) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の貢献を提供し、顧客の最高の利益を 図ることにより、自らの実現した顧客満足と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	お客様本位の業務運営方針 方針2 顧客の最高利益の追求(注1)
原則3 注	■顧客の最高利益の追求(原則2) 金融事業者は、取引相手の可視性を判断するに従って、併せて以下の事情が該当する場合は、取引相手が顧客又は業務に図ば影響についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売元に掲げる金融事業者の、金融商品の販売への販売・営業等に伴って、 ・金融商品の販売元に掲げる金融事業者の、金融商品の販売への販売・営業等に伴って、 ・商品を販売・推進等する場合 ・金融商品の販売元に掲げる金融事業者の、金融商品の販売への販売・営業等に伴って、 ・販売元に法人登記簿等に取引相手等を有する企業を選び、当該取引部門、販売の ・販売元に法人登記簿等に取引相手等を有する企業を選び、当該取引部門、販売の	一部実施	お客様本位の業務運営方針 方針3 利益相反の適切な管理(注1)
原則4 注	■顧客等の明確化(原則4) 金融事業者は、顧客との取引内容が明確となるよう手続きを、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推進等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう十分に説明すべきである。	不実施	お客様本位の業務運営方針 方針4 手数料・費用の明確化(原則4)
原則5 注	■顧客等の明確化(原則4) 金融事業者は、顧客との取引内容が明確となるよう手続きを、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推進等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう十分に説明すべきである。	実施	お客様本位の業務運営方針 方針5 重要な事項のわかりやすい提供(原則5)
原則5 注1	■重要な情報の明確化(原則4) 金融事業者は、顧客との取引内容が明確となるよう手続きを、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推進等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう十分に説明すべきである。	実施	お客様本位の業務運営方針 方針5 重要な事項の明確化(原則4)
原則5 注2	■重要な情報の明確化(原則4) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージして販売・推進等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ等の特徴としない場合を顧客が購入することができるかを示すとともに、それまでの重要な情報を明確に説明すべきである(注2)。(注2)は手数料等の情報を提供する場合に適用。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針5 重要な事項のわかりやすい提供(注2)
原則5 注3	■重要な情報の明確化(原則4) 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易な文で、情報を掲載することのない箇所内の情報提供を行ってある。	実施	お客様本位の業務運営方針 方針5 重要な事項のわかりやすい提供(注3)
原則5 注4	■重要な情報の明確化(原則4) 金融事業者は、顧客に向け販売・推進等を行う金融商品・サービスの複数に購入する場合に、複数の金融商品・サービスの販売・推進等を行う場合に、複数の金融商品・サービスについて、顧客との取引の相手がある場合には、その取引の内容(第三章に示す取引料金等を含む)及びじかに取引又は	実施	お客様本位の業務運営方針 方針5 重要な事項のわかりやすい提供(注4)
原則5 注5	■重要な情報の明確化(原則4) 金融事業者は、顧客に向け販売・推進等を行う金融商品・サービスの複数に購入する場合に、複数の金融商品・サービスの販売・推進等を行う場合に、複数の金融商品・サービスについて、複数の金融商品・サービスの販売・推進等を行う場合には、顧客に同じく同様の商品の内容と比較することができるよう工夫すべきである。	実施	お客様本位の業務運営方針 方針5 重要な事項のわかりやすい提供(注5)
原則6 注1	■顧客にふさわしいサービスの提供(原則6) 金融事業者は、顧客の状況、嗜好、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推進等を行ってある。	一部実施	お客様本位の業務運営方針 方針6 顧客にふさわしいサービスの提供(原則6)
原則6 注2	■顧客にふさわしいサービスの提供(原則6) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推進等を行う場合に、顧客の状況、嗜好、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推進等を行ってある。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針6 顧客にふさわしいサービスの提供(注2)
原則6 注3	■顧客にふさわしいサービスの提供(原則6) 金融商品・サービスの組成、販売・推進等を行う場合に、顧客の状況、嗜好、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推進等を行ってある。	実施	お客様本位の業務運営方針 方針6 顧客にふさわしいサービスの提供(注3)
原則6 注4	■顧客にふさわしいサービスの提供(原則6) 金融商品・サービスの組成、販売・推進等を行う場合に、顧客の状況、嗜好、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推進等を行ってある。	実施	お客様本位の業務運営方針 方針6 顧客にふさわしいサービスの提供(注4)
原則6 注5	■顧客にふさわしいサービスの提供(原則6) 金融商品・サービスの組成、販売・推進等を行う場合に、顧客の状況、嗜好、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推進等を行ってある。	実施	お客様本位の業務運営方針 方針6 顧客にふさわしいサービスの提供(注5)
原則6 注6	■顧客にふさわしいサービスの提供(原則6) 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複数のリスク等の金融商品の特性等に応じて、製品全般として顧客の最高の利益を図るために、金融商品の組成と金融商品事業者についての顧客の最高の利益を図るために、顧客に明確に示すとともに、金融商品の組成と金融商品事業者についての顧客の最高の利益を図るために、顧客に明確に示すとともに、金融商品の組成と金融商品事業者との連携を図るべきである。	実施	お客様本位の業務運営方針 方針6 顧客にふさわしいサービスの提供(注6)
原則6 注7	■顧客にふさわしいサービスの提供(原則6) 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複数のリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの効果を確保するに金融商品の組成と金融商品事業者についての顧客の最高の利益を図るために、顧客に明確に示すとともに、金融商品の組成と金融商品事業者との連携を図るべきである。	実施	お客様本位の業務運営方針 方針6 顧客にふさわしいサービスの提供(注7)
原則7 注	■顧客に明確な取扱い方針の明確化(原則7) 金融事業者は、顧客の取引内容、嗜好、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客に明確な取扱い方針を明確化(原則7)。	実施	お客様本位の業務運営方針 方針7 顧客への明確な取扱い方針(原則7)
補充原則1	■顧客に明確な取扱い方針の明確化(原則7) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の最高のニーズを把握し、組成する金融商品の二つ以上を組み合わせることで、顧客の最高の利益を図るために、その組成によって顧客のニーズを満たすための取扱い方針を明確化(原則7)。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針7 顧客への明確な取扱い方針(注1)
補充原則2 注1	■顧客に明確な取扱い方針の明確化(原則7) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から顧客に係る金融商品のライナップ等を通じてプロダクトガバナンスの実効性や組織体制、從業員の資質等に明確な取扱い方針を明確化(原則7)。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針7 顧客への明確な取扱い方針(注2)
補充原則2 注2	■顧客に明確な取扱い方針の明確化(原則7) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の最高のニーズを把握し、組成する金融商品の二つ以上を組み合わせることで、顧客の最高の利益を図るために、その組成によって顧客のニーズを満たすための取扱い方針を明確化(原則7)。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針7 顧客への明確な取扱い方針(注3)
補充原則2 注3	■顧客に明確な取扱い方針の明確化(原則7) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の最高のニーズを把握し、組成する金融商品の二つ以上を組み合わせることで、顧客の最高の利益を図るために、その組成によって顧客のニーズを満たすための取扱い方針を明確化(原則7)。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針7 顧客への明確な取扱い方針(注4)
補充原則2 注4	■顧客に明確な取扱い方針の明確化(原則7) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の最高のニーズを把握し、組成する金融商品の二つ以上を組み合わせることで、顧客の最高の利益を図るために、その組成によって顧客のニーズを満たすための取扱い方針を明確化(原則7)。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針7 顧客への明確な取扱い方針(注5)
補充原則3 注1	■顧客に明確な取扱い方針の明確化(原則7) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の最高のニーズを把握し、組成する金融商品の二つ以上を組み合わせることで、顧客の最高の利益を図るために、その組成によって顧客のニーズを満たすための取扱い方針を明確化(原則7)。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針7 顧客への明確な取扱い方針(注6)
補充原則3 注2	■顧客に明確な取扱い方針の明確化(原則7) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の最高のニーズを把握し、組成する金融商品の二つ以上を組み合わせることで、顧客の最高の利益を図るために、その組成によって顧客のニーズを満たすための取扱い方針を明確化(原則7)。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針7 顧客への明確な取扱い方針(注7)
補充原則3 注3	■顧客に明確な取扱い方針の明確化(原則7) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の最高のニーズを把握し、組成する金融商品の二つ以上を組み合わせることで、顧客の最高の利益を図るために、その組成によって顧客のニーズを満たすための取扱い方針を明確化(原則7)。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針7 顧客への明確な取扱い方針(注8)
補充原則4 注1	■顧客に明確な取扱い方針の明確化(原則7) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の最高のニーズを把握し、組成する金融商品の二つ以上を組み合わせることで、顧客の最高の利益を図るために、その組成によって顧客のニーズを満たすための取扱い方針を明確化(原則7)。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針7 顧客への明確な取扱い方針(注9)
補充原則4 注2	■顧客に明確な取扱い方針の明確化(原則7) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の最高のニーズを把握し、組成する金融商品の二つ以上を組み合わせることで、顧客の最高の利益を図るために、その組成によって顧客のニーズを満たすための取扱い方針を明確化(原則7)。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針7 顧客への明確な取扱い方針(注10)
補充原則4 注3	■顧客に明確な取扱い方針の明確化(原則7) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の最高のニーズを把握し、組成する金融商品の二つ以上を組み合わせることで、顧客の最高の利益を図るために、その組成によって顧客のニーズを満たすための取扱い方針を明確化(原則7)。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針7 顧客への明確な取扱い方針(注11)
補充原則5 注1	■顧客に対する分かりやすい情報提供(原則5) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行ってある。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針5 顧客に対する分かりやすい情報提供(注1)
補充原則5 注2	■顧客に対する分かりやすい情報提供(原則5) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行ってある。	非該当	お客様本位の業務運営方針 方針5 顧客に対する分かりやすい情報提供(注2)

【照会】

部署	EIT保険アライアンス株式会社 品質向上グループ
連絡先	0588-68-1197